

議 会 要 覧

令和7年版

尾 鷲 市 議 会 事 務 局

〒519-3696

三重県尾鷲市中央町10番43号

TEL 0597-23-8211 FAX 23-8213

E-mail gikai@city.owase.lg.jp

議会要覧 目 次

○ 市民憲章・市章	1
○ 都市宣言・市のシンボル	2～5

第1 概 況

1 尾鷲市の歩み	6～8
2 地勢と気候：市の位置と面積、主な山、主な河川、漁港・港湾、気候	9～10
3 尾鷲市の概要	11
4 人口：人口及び世帯数等の推移、産業別就業者数、地区別年代別	12～14
5 財政：会計別当初予算集計表、主要指標、一般会計当初予算	15～18
一般会計歳出（性質別）	

第2 議 会

1 構成：議員定数、党派別議員数、会派別議員数、年齢別構成、	19
当選回数別構成	
2 組織：正副議長・監査委員、組織図、委員会構成、組合議会等、	20～22
事務局体制	
3 議員名簿：年齢別・当選回数別議員構成	23～24
4 委員会：議会運営委員会、常任委員会	25
5 活動状況：議会開催数、本会議の状況、議決結果、	26～30
委員会・全員協議会の開催状況、請願・陳情の処理状況	
6 一般質問・質疑等議会運営	31～33
7 報酬及び費用弁償：議員・二役等の報酬	34～35
管外行政視察旅費、旅費、費用弁償、政務調査費	
8 行政視察の受け入れ状況	36
9 議会費当初予算	37
10 公社、委員会、協議会等への議会参画状況	38～39
11 申合せ事項	40～41

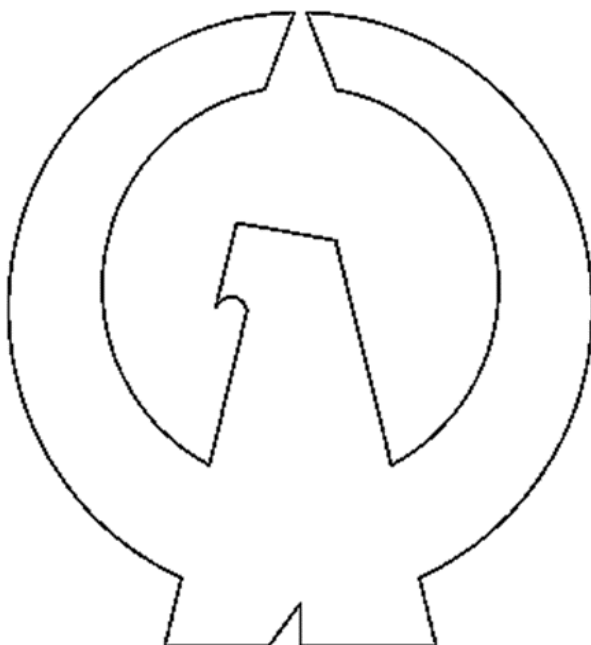
尾鷲市民憲章（平成2年10月1日制定）

尾鷲市は、熊野灘に面し、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた伝統ある産業と文化の都市です。

わたくしたちはこのふるさとに誇りをもち、みんなの力で、豊かな未来を築くため、ここに市民憲章を定めます。

- 一 郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう。
- 一 人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう。
- 一 未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましょう。
- 一 伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくりましょう。
- 一 産業を育て、活気あふれるまちをつくりましょう。

尾鷲市章



「オ」と「鷲」を図案化したもの。
5つの部分は合併した五町村（北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村）を表し、大地にはばたく大鷲は市運の上昇・飛躍・発展を意味し全体の円は円満和合の相を示している。

都 市 宣 言

交通安全都市宣言（昭和 3 7 年 3 月 1 2 日制定）

わが国産業経済の伸展に伴い陸運交通量は著しく増加、複雑化し、最近の交通事故の激増ぶりは真に憂慮すべきものがある。

特にわが尾鷲市は、市中繁華街を国道 4 2 号が縦断し、かつ近年紀勢線の全通、北山道路の新設、諸建設工事の進展等と相まって交通量が急増し、交通事故による犠牲者は増加の一途をたどり市民の不安は言語に絶するものがある。

よって交通事故の絶滅を期し、強力な施策を推進するため、ここに本市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

健康都市宣言（昭和 3 9 年 6 月 1 5 日制定）

尾鷲市は総合的近代都市の建設を目ざし発展の歩みをつづけている。

このとき市民のすべてが身も心も暮しも健康で文化的な生活を営むことを目標とし産業、経済、教育、文化、民生などあらゆる施策に全市総力をあげて清く、明るく、住みよい健康都市とすることを宣言する。

非核平和都市宣言（昭和 6 1 年 3 月 1 8 日制定）

世界の恒久平和は、人類共通の願望である。

しかしながら核戦争の危機は依然として存在し、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

われわれは、世界唯一の被爆国民として、また戦争の放棄を永久に誓った国民として人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう核兵器の廃絶に向ってできる限りの努力をしなければならない。

かけがえのない地球の平和と美しい自然を守るため、私たち尾鷲市民は非核三原則を堅持し、すべての核兵器がこの地球上から廃絶されることを切望して、ここに非核平和都市となることを宣言する。

人権尊重都市宣言（平成5年9月28日制定）

基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現することは、すべての人々の強い願いであり、人権が侵害されることは、いかなる理由があっても許されない。

よって市民1人ひとりが人権尊重の精神に徹し、すべての人々の人権が保障され、明るく住みよい社会を築くため、ここに尾鷲市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言（令和4年3月1日制定）

近年の地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響は、世界中で深刻な自然災害を引き起こし、また、わが国においても、ゲリラ豪雨などにみられるこれまでにない規模での大雨や大型台風など、異常気象が多発しており、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

このことは、大台山系を背後に黒潮を臨む本市においても例外ではありません。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの世界的な平均気温上昇幅を1.5度に抑えるように努力する」という目標が掲げられ、現在、わが国を含む世界各国では、この目標達成のために、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要」との共通認識がなされています。

「尾鷲市民憲章」にも掲げられていますように、私たちの尾鷲市は、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた、伝統と産業と文化の都市であります。

未来を担う子どもたちのためにも、100年後にこの美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことは私たちの責務であります。

私たちは、これまで以上に市民、事業者、行政が一丸となって、この尾鷲の海・山・川、そして地形・気象のめぐみを最大限に生かした新しい教育モデルを模索しながら、豊かな里山・里海の保全、さらには、再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいかねばなりません。

尾鷲市では、この思いに共感し、賛同いただいた市内外のパートナーである企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ尾鷲」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでいくことを、本日ここに宣言します。

尾鷲市オーガニックビレッジ宣言（令和6年1月20日制定）

「漁業と林業のまち」として栄えた本地域では、60年ほど前は甘夏栽培が一世を風靡し、伝統野菜の「虎の尾」など、野菜や米も多く栽培されていました。しかし、甘夏はデコポンなど優良品種の登場により儲からなくなっていき、それにより後継者も育たなくなり、以前の農業の勢いは徐々になくなってしまいました。

こうした背景のもと、令和4年3月に、気候変動対策とネイチャーポジティブを同時に解決するための行動の規範としての「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

農業の分野においては、農地が地域の文化や自然環境を未来へ伝える場としても更に発展するよう取組を進めていくために、「道法スタイル」という肥料を一切使わない有機農法を取り入れ、今ある甘夏や虎の尾など現存の農作物の付加価値を高めることに加え、新しい品種の栽培にも挑戦することにしました。

農地面積が少ない中で農家の所得向上を達成するためには、高付加価値の農作物の生産に力を入れていく必要があると思い、尾鷲市をネイチャーポジティブな「漁業と林業と有機農業のまち」にすることを決意し、ここに「オーガニックビレッジ」を宣言します。

尾鷲市ネイチャーポジティブ宣言（令和6年12月1日制定）

三重県尾鷲市は、熊野灘のリアス海岸と大台山系が織りなす自然、里山での人々の暮らしに、年間4,000ミリを超える雨が恵みを与える、自然と共生する美しいまちです。

豊かな森林と海では、尾鷲ヒノキに代表される林業、定置網漁や魚類繁殖に代表される漁業が有名で森では市有林のFSC認証の取得、海では藻場の再生、里では甘夏の有機栽培が営まれ、「ゼロカーボンシティ宣言」「オーガニックビレッジ宣言」などにみられる、第一次産業に環境価値を創出する取り組みを推進していきます。

これらの活動は、地域再生は勿論のこと環境教育にも発展し、経済界や地域住民、教育機関など、さまざまな企業・団体と連携した「22世紀に向けたサステナブルシティの実現」を目指したまちづくりを展開しています。

気候変動と生物多様性の損失が地球規模の問題になっている今、尾鷲市では、人類共通の課題である、この2つの課題に対して、自治体が持つ「社会の公正な移行」の役割を強く認識し、「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」で提示された8つのテーマの変革を通して、「ゼロカーボン」と「ネイチャーポジティブ」に貢献するとともに、自然との共生に欠かせない伝統の技術や伝統知の継承を進め、国際社会との連携を通じて地球環境に貢献いたします。

地域住民の現在および未来の幸福と、人と自然が共生する社会の実現のために、公正

な移行を通じて、地球に優しいまちづくりを推進することを宣言します。

尾鷲市のシンボル（平成元年6月6日指定）

花 ヤブツバキ（情熱）

木 ヒノキ（伝統）

鳥 アオサギ（繁栄）

魚 ブリ（発展）

魚 ガシ（郷土）準指定

第1 概 況

1 尾鷲市の歩み

尾鷲の名の由来は、「地形の湾曲するところから、大輪内（大きな湾）が訛った」という説と「尾鷲の元の村〔水地浦〕が山の尾の端にある」という二説があります。「尾鷲」〔おわし〕の名は、貞和4年4月20日(1348)の荘司文書に現れるのが最初のもので、伊勢神宮の御厨であった事がうかがえます。

豊臣秀吉により新宮城主となった堀内安房守に天正10年(1582)当市域は勢力下に置かれ紀伊国となり関ヶ原の戦の後、徳川家康が浅野幸長を国主にします。この頃より当地域天然林は盛んに伐り出され、松島瑞巖寺・江戸城増築・京都方広寺大仏殿に利用されるなど、尾鷲材は各地で名声を博していました。

徳川頼宣が元和5年(1619)に入国し、御三家紀州藩の所領となり牟婁郡奥熊野尾鷲組と呼称されました。豊かな山林を利用した薪炭生産が産業として生まれ、寛永の頃(1624～44)その伐採跡地に杉や桧を植林したことにより尾鷲林業が興ります。宝暦10年(1760)には719ヶ所の植林地に約110万本、土井本家のような大山林地主では351ヶ所に49万本が植林されるほどに発展しました。

また、江戸～上方航路の中継地として多くの廻船が入港し、江戸・大阪・名古屋などの城下町に鰹鮭等当地で漁獲されたものや木材薪炭を移出し近代への礎を築きます。

明治維新後、和歌山県、度会県を経て三重県の管轄区となり、明治22年(1889)市町村制の施行により北牟婁郡尾鷲町が誕生しました。

この頃より、地場産業が大きな飛躍をとげます。水産業では鰹大敷網を導入(M. 32)・沿岸漁業から遠洋〔鰹鮭〕漁業への進出など漁獲を大きく伸ばします。特に林業では、木材運搬具〔ヤエン〕が当地で開発され全国に広まりました。続いて索道導入により奥地の山林開発が盛んになりました。土井本家の国市挽材工場(M. 34)が創設されると動力・規格化により需要が大幅に伸び、関東大震災(T. 12)ではその強靱さが立証され「尾鷲ヒノキ」が銘柄化されました。その搬出港として尾鷲港も防波堤が整備されていきます。

昭和29年(1954)、尾鷲町・須賀利村・九鬼村・北輪内村・南輪内村が合併し市制を施行、新市名を「尾鷲市」〔おわせ〕としました。

〈市制後の主な出来事〉

昭 和

29年 6 月20日	北牟婁郡尾鷲町、須賀利村、九鬼村、南牟婁郡北輪内村、南輪内村が合併し、「尾鷲市」誕生
31年 2 月10日	尾鷲港が三重県遠洋漁業基地に指定される 尾鷲港が鰹水揚げ港に指定される
32年 1 月12日	紀勢線大曾根浦駅―九鬼駅間開通
33年 4 月23日	紀勢線九鬼駅―三木里駅間開通

34年 4 月 1 日	国道42号線が一級国道に昇格
34年 7 月15日	紀勢本線賀田駅～二木島駅同時開業、紀勢本線全線開通
35年 2 月	北山道路（尾鷲一池原間）開通
35年 5 月24日	チリ地震津波来襲
36年 8 月31日	市庁舎完成
36年 9 月27日	電源開発(株)尾鷲第二発電所完成
37年 7 月31日	電源開発(株)尾鷲第一発電所完成
39年 2 月	尾鷲港が出入国管理港に指定される
39年12月 4 日	尾鷲三田火力発電所及び東邦石油(株)完工式
41年 4 月 1 日	尾鷲港開港指定
42年 4 月27日	国道 4 2 号線矢ノ川トンネル貫通
42年 6 月 1 日	尾鷲港が重要港湾に指定される
43年 9 月26日	カナダ・プリンスルパート市と姉妹都市提携
44年 6 月17日	尾鷲総合病院完成
51年 3 月31日	塵芥焼却場・不燃物投棄場完成
55年 6 月19日	尾鷲市立中央公民館が完成
57年 6 月20日	県道須賀利港相賀停車場線開通
62年 6 月19日	尾鷲三田火力発電所 3 号機運転開始
平 成	
2 年10月24日	尾鷲市立天文科学館が完成
4 年10月25日	八鬼山トンネル開通
5 年 4 月24日	尾鷲市民文化会館「せぎやまホール」完成
15年 6 月11日	市有林がF S C森林管理認証取得
16年 7 月 7 日	熊野古道が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録される
18年 3 月31日	海洋深層水取水・分水施設「アクアステーション」完成
19年 1 月24日	し尿処理施設「尾鷲市クリーンセンター」完成
19年 2 月10日	三重県立熊野古道センター完成
19年 4 月28日	夢古道おわせに「地場特産品情報交流センター」が完成
19年 7 月 6 日	中国大連市金州区と友好都市協定を結ぶ
20年 4 月 8 日	夢古道おわせに、海洋深層水活用型温浴施設「夢古道の湯」が完成
20年 4 月20日	自動車専用道路「熊野尾鷲道路」の尾鷲南～三木里インター間が開通
24年 1 月24日	「須賀利大池及び小池」が国の天然記念物に指定される
24年 3 月20日	近畿自動車道紀勢線（海山 I C－尾鷲北 I C）開通
25年 9 月29日	熊野尾鷲道路（三木里 I C～熊野大泊 I C）開通
26年 3 月30日	近畿自動車道紀勢線（海山 I C～紀伊長島 I C）開通により、尾鷲北 I C まで繋がる
29年 3 月14日	「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定される
30年12月19日	中部電力尾鷲三田火力発電所が廃止
	その後、その跡地を有効活用するための「おわせ S E A モデル構想」が誕生
令 和	
3 年 3 月31日	市役所本庁舎の耐震工事が完了
3 年 8 月29日	熊野尾鷲道路（尾鷲北 I C～尾鷲南 I C）開通
4 年 3 月 1 日	「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」を表明
4 年 4 月 1 日	「第 7 次尾鷲市総合計画」スタート、令和4年度からの10年間の「まちの将来像」を『住みたいまち 住み続けたいまち おわせ』と定める
4 年 4 月 4 日	幼保連携型認定こども園「ひのきっここども園」が開園
4 年11月25日	尾鷲市出身の阪神タイガース湯浅京己投手が「最優秀中継ぎ投手賞」及び「新人特別賞」に輝く

5年2月1日	尾鷲小学校に給食センターが完成し、市内全小中学校の給食給食導入が実現
5年3月31日	市立尾鷲幼稚園が閉園し、大正12年創立から99年の歴史に幕
5年9月26日	三重県尾鷲高等学校で創立100周年記念式典を開催
5年11月3日	ハーレーダビットソン愛好家が一堂に集まる「第31回バイブズミーティング」が中電跡地で開催
6年2月1日	「尾鷲市オーガニックビレッジ宣言」を表明
6年6月30日	尾鷲市制施行70周年記念式典を開催
6年12月1日	「尾鷲市ネイチャーポジティブ宣言」を表明

2 地勢と気候

尾鷲市は紀伊半島の東部、熊野灘沿岸の中心的位置にあつて、市の南東部は太平洋に面し、背後は峻険な紀伊山脈をひかえて奈良県に、北は紀北町、南西は矢ノ川峠を境として熊野市に接している。

東西の距離は21km、南北の距離は19kmで、市域の形をみると海岸線も隣接市町との境界線も、ともに極めて複雑な屈曲を示しながら、ほぼ正方形の区画の中に納まっている。

総面積は192.71km²におよぶが、その約90%は山林で占められ、平地の僅かな厳しい地勢環境といえる。

また、海岸線は我が国でも三陸海岸と並ぶ有数のリアス式海岸で、南北の直線距離は19kmなのに対して海岸線の延長は約 100 km にも達し、多くの良港を形成しており、遠洋漁業の基地として利用されるとともに良好な漁場となってきた。

尾鷲市は黒潮洗う熊野灘に面し、背後の三方を高い山に囲まれているため、年間を通じて温暖多雨の南海型気候区となっており、特に、雨の多いことで全国1、2位を競うことで有名で、年間4,000ミリ 余の降水量を記録している。

このように急峻な地形ゆえに平地が乏しく、大都市からも遠隔地であるため、産業の発達の面では十分とはいえないが、温暖多雨の風土に育った深緑と複雑に入り込んだ海岸線にうつる紺碧の海は貴重な財産である。

(1) 市の位置と面積

東 経 136° 11' 28"
北 緯 34° 4' 15"

面 積 192.71 Km²

(2) 主な山

最高標高 1,150.3m (又口川上流奈良県境三角点)

高 峰 山 1,044.8m 橡 山 1,008.6m

亥ヶ谷山 688.5m 八 鬼 山 627.6m

便 石 山 598.9m 天狗倉山 522.0m

【大台ヶ原・日出ヶ岳1,695m、矢ノ川峠807.2m】

(3) 主な河川 尾鷲湾へ 矢の川 (10.5km)、中川 (8.1km)、北川
輪内湾へ 沓川、八十川、古川 (9.3km)
紀北町海山区へ 叉口川 (16.9km)

(4) 漁港・港湾 漁港 (1種) 大曾根浦、行野浦、早田、曾根、梶賀
(2種) 須賀利、九木、古江
(4種) 三木浦
港湾 尾鷲港 (重要港湾：昭和42.6指定)
三木里港、賀田港 (地方港湾)

(5) 気 候

気 温	日 最 高 日 最 低 近 年 平 均	38.8℃ -6.9℃ 18.0℃	令和6.8.16 昭和38.1.24 令和6年
日 最 少 湿 度		8%	平成30.3.30
風 速	日最大平均 日最大瞬間 近 年 平 均	SE 28.1m/秒 SE 56.1m/秒 2.2m/秒	昭和34.9.26 台風15号 平成 2.9.19 台風19号 令和6年
降水量	1 時 間 1 日 1 年 近年 1 年間	最高 139.0mm 最高 806.0mm 6,174.5mm 4007.5mm	昭和47.9.14 台風20号 昭和43.9.26 台風16号 昭和29 (市制施行年) 令和5年
近年一年間の 降水日数 (≥0.5mm)		135日	令和6年
最 深 積 雪		5.0cm	平成17年2月1日

3 尾鷲市の概要

市名の由来	天保10年(1839)編纂の「紀伊続風土記」には、地形の湾曲から大輪内(おおわうち)の語のつまったもので、大輪内の「ち」と「し」は通じるものがある。また、水地浦は尾鷲の本村と伝えられ、天狗倉山系の尾根の端にあることから、尾端(おはし)と呼ばれ、市制施行時に「おわせ」となった。				
最寄駅	JR紀勢本線 尾鷲駅 (管内駅：大曾根浦、九鬼、三木里、賀田)				
公共交通機関	東京から 約4時間30分(新幹線・JR特急) 名古屋から 約2時間30分(JR特急)、南紀高速バス(約2時間45分) 大阪から 約2時間50分(近鉄経由・松阪からJR特急) 近鉄で上本町から松阪へ約1時間30分 松阪から 約1時間20分(JR特急)				
自動車	名古屋から 東名阪→伊勢自動車道→紀勢自動車道 尾鷲北IC→R42 大阪から 名神→新名神→伊勢自動車道→紀勢自動車道 尾鷲北IC→R42 松阪から 伊勢自動車道→紀勢自動車道 尾鷲北IC→R42				
市の形態	水産林業都市	主要産業	水産業と林業		
地域指定	低開発地域工業開発地区促進法、農村地域工業導入促進法、半島振興法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、総合保養地域整備法(リゾート法)、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法				
姉妹都市	カナダ プリンス・ルパート市(昭和43年9月26日提携)				
友好都市	中国 大連市金州区(平成19年7月6日協定)				
災害時相互応援協定都市	奈良県上北山村(H17.5.11 協定)、福井県大野市(H24.10.17 協定) 大阪府摂津市(H25.5.30 協定)、岩手県釜石市(H25.8.22 協定)				
キャッチフレーズ	住みたいまち 住み続けたいまち おわせ	市町村類型	I-1	地方交付税種地	1-2
団体コード	242098	行政区画コード	209	5桁ワク	24209
有権者数	令和7.6.1 現在 13,620人(男6,298、女7,322)				
執行部等	市長 加藤千速(昭和23年11月10日生) 令和7年7月26日就任(3期目) 副市長 下村新吾(昭和36年8月7日生) 令和6年4月1日就任(2期目) 教育長 田中利保(昭和35年1月22日生) 令和4年12月23日就任(1期目)				
職員数	市長部局 150人、議会事務局 3人、監査委員事務局 2人、教育委員会 17人、水道部 10人、総合病院189人 合計 371人(R7.4.1 現在)				
名産品	海洋深層水、鮮魚(ブリ・マハタ・タイ・カツオなど)、魚干物、鰹節、くん製品(生節・あぶり)、からすみ、甘夏みかん、サンマ寿司、尾鷲ヒノキ(材木)、木工製品、尾鷲わっぱ、虎の尾、くき漬け				

4 人 口

(1) 人口及び世帯数等の推移

(国勢調査)

年 別	世帯数	人 口 (人)			人口密度 人／k m ²	1 世帯 当たり 人 員
		総 数	男	女		
昭 55	10,605	31,348	14,953	16,395	159.9	2.96
60	10,733	29,741	14,120	15,621	151.6	2.77
平 2	10,397	27,114	12,751	14,363	139.9	2.61
7	10,329	25,258	11,871	13,387	130.3	2.44
12	10,193	23,683	10,107	12,576	122.6	2.32
17	9,854	22,103	10,408	11,695	114.4	2.26
22	9,219	20,033	9,353	10,680	103.7	2.17
27	8,660	18,009	8,382	9,627	93.5	2.08
令 2	8,153	16,252	7,562	8,690	84.3	1.99

年月日	世帯数	総 数	男	女
27.4.1	9,781	19,321	8,971	10,350
28.4.1	9,660	18,948	8,792	10,156
29.4.1	9,581	18,547	8,595	9,952
30.4.1	9,483	18,167	8,433	9,734
31.4.1	9,379	17,774	8,232	9,542
2.4.1	9,299	17,421	8,074	9,347
3.4.1	9,197	17,053	7,888	9,165
4.4.1	9,075	16,603	7,648	8,955
5.4.1	8,936	16,139	7,453	8,686
6.4.1	8,809	15,713	7,254	8,459
7.4.1	8,698	15,295	7,084	8,211

(住基人口)

(2) 産業別就業者数

(国勢調査)

産 業 分 類		平成 2 2 年		平成 2 7 年		令和 2 年	
		従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業員数	構成比
総数		8,900	100.0%	8,159	100.0%	7,108	100.0%
第 1 次	農業	117	1.3%	125	1.5%	100	1.4%
	林業	79	0.9%	41	0.5%	38	0.5%
	漁業	395	4.4%	356	4.4%	246	3.5%
	計	591	6.6%	522	6.4%	384	5.4%
第 2 次	鉱業						
	鉱業、採石業、砂利採取業	38	0.4%	28	0.3%	25	0.4%
	建設業	982	11.0%	772	9.5%	659	9.3%
	製造業	803	9.0%	782	9.6%	754	10.6%
	計	1,823	20.5%	1,582	19.4%	1,438	20.2%
第 3 次	電気、ガス、熱供給、水道業	110	1.2%	88	1.1%	44	0.6%
	運輸、通信業						
	情報通信業	69	0.8%	57	0.7%	40	0.6%
	運輸業、郵便業	377	4.2%	272	3.3%	262	3.7%
	卸売・小売業、飲食店						
	卸売業、小売業	1,570	17.6%	1,416	17.4%	1,208	17.0%
	金融・保険業						
	金融業、保険業	227	2.6%	233	2.9%	199	2.8%
	不動産業						
	不動産業、物品賃貸業	66	0.7%	81	1.0%	76	1.1%
	サービス業						
	学術研究、専門・技術サービス業	213	2.4%	139	1.7%	126	1.8%
	宿泊業、飲食サービス業	550	6.2%	507	6.2%	396	5.6%
	生活関連サービス業、娯楽業	254	2.9%	260	3.2%	216	3.0%
	教育、学習支援業	453	5.1%	440	5.4%	366	5.1%
	医療、福祉	1,296	14.6%	1,329	16.3%	1,269	17.9%
	複合サービス事業	86	1.0%	132	1.6%	100	1.4%
	サービス業(他に分類されないもの)	502	5.6%	494	6.1%	440	6.2%
	公務(他に分類されないもの)						
	公務(他に分類されるものを除く)	557	6.3%	547	6.7%	495	7.0%
	計	6,330	71.1%	5,995	73.6%	5,237	73.7%
分類不能の産業		156	1.8%	60	0.6%	49	0.7%

(3) 地区別分布

(国勢調査)

区 分 地区別	人 口			世 帯 数		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
尾 鷲 地 区	16,182	14,828	13,566	7,224	6,935	6,655
須賀利地区	276	227	176	158	141	115
九 鬼 地 区	642	551	462	362	325	283
北輪内地区	1,410	1,205	1,039	671	602	540
南輪内地区	1,523	1,198	1,009	804	657	560
合 計	20,033	18,009	16,252	9,219	8,660	8,153

(4) 年代別人口

(国勢調査)

区 分 年代別	人 口			構 成 比		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
0歳 ～ 14歳	2,168	1,754	1,396	10.8	9.7	8.6
15歳 ～ 29歳	1,832	1,509	1,279	9.1	8.4	7.9
30歳 ～ 49歳	4,200	3,523	2,847	21.0	19.6	17.5
50歳 ～ 59歳	2,760	2,355	2,060	13.8	13.1	12.7
60歳 ～ 69歳	3,723	3,223	2,524	18.6	17.9	15.5
70歳 ～	5,331	5,598	5,735	26.6	31.1	35.3
不 詳	19	47	411	0.1	0.2	2.5
合 計	20,033	18,009	16,252	100.0	100.0	100.0

5 財 政

(1) 会計別当初予算集計表

(単位:千円、%)

会 計 別		令和7年度		令和6年度		比 較 (a)－(b)
		当初予算額(a)	前年比	当初予算額(b)	前年比	
一 般 会 計		12,141,424	113.0	10,749,133	107.3	1,392,291
特 別 会 計	国民健康保険事業会計	2,170,821	98.8	2,197,810	105.4	△ 26,989
	後期高齢者医療事業会計	732,503	102.9	711,580	104.6	20,923
	小 計	2,903,324	99.8	2,909,390	105.2	△ 6,066
企 業 会 計	病 院 事 業 会 計	5,149,427	100.7	5,115,743	98.2	33,684
	水 道 事 業 会 計	904,917	92.6	977,107	113.8	△ 72,190
	小 計	6,054,344	99.4	6,092,850	100.4	△ 38,506
合 計		21,099,092	106.8	19,751,373	104.8	1,347,719

(2) 主要指標

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
標準財政規模	6,207,709千円	6,234,989千円	6,184,832千円	6,333,437千円
財政力指数	0.337	0.335	0.343	0.349
経常収支比率	97.2%	94.3%	95.0%	89.6%
実質赤字比率	－%	－%	－%	－%
連結実質赤字比率	－%	－%	－%	－%
実質公債費比率	8.8%	8.8%	9.6%	10.8%
将来負担比率	－%	1.4%	10.8%	22.5%
市税の徴収率	95.3%	95.6%	95.9%	95.8%
財政調整基金	2,579,104千円	2,485,576千円	2,121,571千円	1,669,462千円
減債基金	201,885千円	182,940千円	158,834千円	194,538千円
地方債現在高	7,883,274千円	8,339,967千円	8,958,835千円	9,215,497千円

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が0以下の場合は「－」と記載

(3)一般会計当初予算

【歳入】

(単位:千円、%)

款 別	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額(a)	構成比	当初予算額(b)	構成比	(a)－(b)	a／b
市 税	1,860,292	15.3	1,775,732	16.5	84,560	104.8
地 方 譲 与 税	101,498	0.8	92,892	0.9	8,606	109.3
利 子 割 交 付 金	700	0.0	1,000	0.0	△300	70.0
配 当 割 交 付 金	12,000	0.1	10,000	0.1	2,000	120.0
株式等譲渡所得割 交 付 金	11,000	0.1	10,000	0.1	1,000	110.0
法 人 事 業 税 交 付 金	43,000	0.4	35,000	0.3	8,000	122.9
地 方 消 費 税 交 付 金	400,000	3.3	400,000	3.7	0	100.0
環 境 性 能 割 交 付 金	7,000	0.1	7,000	0.1	0	100.0
地 方 特 例 交 付 金	7,000	0.1	64,900	0.6	△ 57,900	10.8
地 方 交 付 税	4,359,400	35.9	4,259,000	39.6	100,400	102.4
交通安全対策特別交付金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	100.0
分 担 金 及 び 負 担 金	55,097	0.5	148,721	1.4	△ 93,624	37.0
使 用 料 及 び 手 数 料	105,714	0.9	109,528	1.0	△ 3,814	96.5
国 庫 支 出 金	1,727,560	14.2	1,268,319	11.8	459,241	136.2
県 支 出 金	691,340	5.7	600,782	5.6	90,558	115.1
財 産 収 入	39,643	0.3	18,452	0.2	21,191	214.8
寄 附 金	402,000	3.3	400,000	3.7	2,000	100.5
繰 入 金	1,144,836	9.4	792,507	7.4	352,329	144.5
繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
諸 収 入	217,443	1.8	141,999	1.3	75,444	153.1
市 債	954,900	7.9	612,300	5.7	342,600	156.0
合 計	12,141,424	100.0	10,749,133	100.0	1,392,291	113.0

【歳 出】

(単位:千円、%)

款 別	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額(a)	構成比	当初予算額(b)	構成比	(a)－(b)	a／b
議 会 費	96,928	0.8	91,048	0.8	5,880	106.5
総 務 費	1,930,936	15.9	1,645,034	15.3	285,902	117.4
民 生 費	3,535,164	29.1	3,442,824	32.0	92,340	102.7
衛 生 費	1,969,464	16.2	1,696,674	15.8	272,790	116.1
農林水産業費	504,843	4.2	375,141	3.5	129,702	134.6
商 工 費	174,047	1.4	151,250	1.4	22,797	115.1
土 木 費	431,654	3.6	400,830	3.7	30,824	107.7
消 防 費	577,061	4.8	539,605	5.0	37,456	106.9
教 育 費	1,980,770	16.3	1,423,728	13.2	557,042	139.1
災 害 復 旧 費	3,000	0.0	3,000	0.0	0	100.0
公 債 費	935,557	7.7	977,999	9.1	△42,442	95.7
予 備 費	2,000	0.0	2,000	0.0	0	100.0
合 計	12,141,424	100.0	10,749,133	100.0	1,392,291	113.0

(注)構成比は四捨五入によるため、合計に合わない場合があります。

●財源別

区 分	令和7年度当初予算額	構成比	令和6年度当初予算額	構成比
自 主 財 源	3,825,026 千円	31.5	3,386,940 千円	34.9
依 存 財 源	8,316,398	68.5	7,362,193	65.1
合 計	12,141,424	100.0	10,749,133	100.0

(4)一般会計歳出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額(a)	構成比	当初予算額(b)	構成比	(a)－(b)	a/b
人 件 費 (A)	1,880,367	15.5	1,677,170	15.6	203,197	112.1
物 件 費	2,203,457	18.1	1,958,265	18.2	245,192	112.5
維 持 補 修 費	69,353	0.6	69,237	0.6	116	100.2
扶 助 費	1,896,253	15.6	1,824,936	17.0	71,317	103.9
補 助 費 等	1,964,046	16.2	1,585,605	14.8	378,441	123.9
公 債 費	935,557	7.7	977,999	9.1	△ 42,442	95.7
積 立 金	286,695	2.4	263,646	2.5	23,049	108.7
投資及び出資金・貸付金	5,760	0.0	4,800	0.0	960	120.0
繰 出 金	1,220,423	10.1	1,202,461	11.2	17,962	101.5
投 資 的 経 費	1,677,513	13.8	1,183,014	11.0	494,499	141.8
(1) 普通建設事業費	1,674,513	13.8	1,180,014	11.0	494,499	141.9
① 補助事業費	1,297,955	10.7	737,103	6.9	560,852	176.1
② 単独事業費	308,724	2.5	380,911	3.5	△ 72,187	81.0
③ 県営事業負担金	67,834	0.6	62,000	0.6	5,834	109.4
④ 受託事業費	0	0.0	0	0.0	0	－
(2) 災害復旧事業費	3,000	0.0	3,000	0.0	0	100.0
(事業費支弁人件費) (B)	0	0.0	0	0.0	0	－
予 備 費	2,000	0.0	2,000	0.0	0	100.0
合 計	12,141,424	100.0	10,749,133	100.0	1,392,291	113.0
うち人件費(A)+(B)	1,880,367	15.5	1,677,170	15.6	203,197	112.1

(注)構成比は四捨五入によるため、合計に合わない場合があります。

第2 議 会

1 構 成

(1) 議員定数

令和7年8月1日現在

条例定数	現 在 数	任 期
10人	10人	令和7年6月11日～令和11年6月10日

定数条例改正の経過

昭和53年 5月16日	定数24人を21人に改正	昭和53年11月実施
昭和60年10月 3日	定数21人を20人に改正	昭和61年11月実施
平成 9年12月25日	定数20人を18人に改正	平成10年11月実施
平成18年 3月24日	定数18人を16人に改正	平成18年11月実施
平成24年 9月27日	定数16人を13人に改正	平成25年 6月実施
令和 2年12月22日	定数13人を10人に改正	令和 3年 6月実施

(2) 党派別議員数

令和7年8月1日現在

公 明 党	無 所 属
1人	9人

(3) 会派別議員数

令和7年8月1日現在

無所属
10人

(4) 年齢別構成

令和7年8月1日現在

20代	30代	40代	50代	60代	70代
1人	1人	2人	1人	4人	1人

(5) 当選回数別構成

令和7年8月1日現在

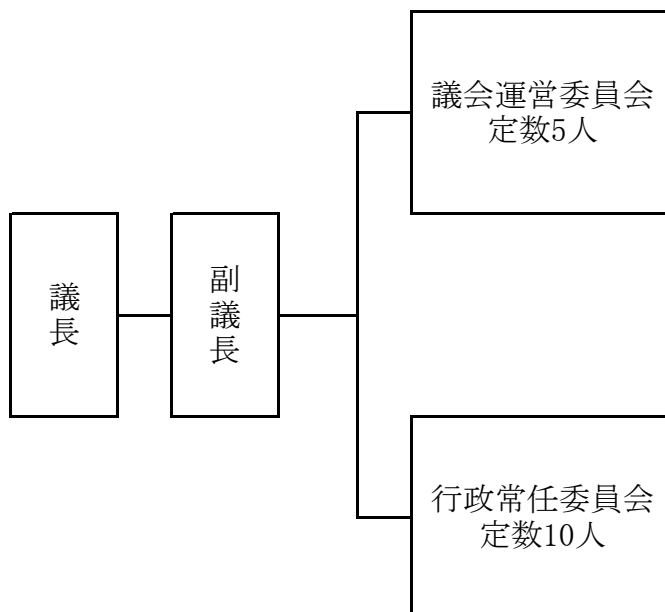
1回	2回	3回	4回	12回
5人	2人	1人	1人	1人

2 組 織

(1) 正・副議長、監査委員

役 職	氏 名	年 齢	党 派	就 任 月 日
議 長	小 川 公 明	68	公明党	令和7年6月20日
副 議 長	仲 明	73	無所属	令和7年6月20日
監査委員	中 村 文 子	42	無所属	令和7年6月20日

(2) 組織図(委員会条例)



(3) 委員会構成

令和7年8月1日現在

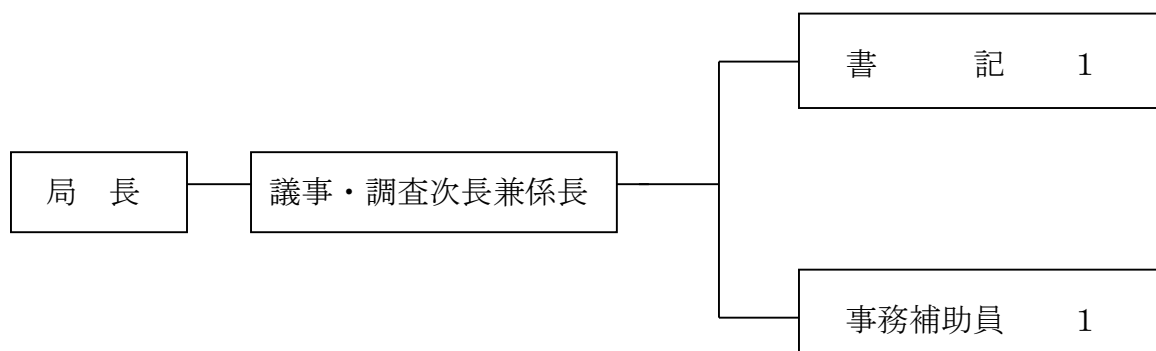
委 員 会 名	委 員 (◎委員長 ○副委員長)
議会運営委員会 5人	◎南 靖久 ○佐々木 康次 西川 守哉 野田 憲司 中村 文子
行政常任委員会 9人(実数)	◎南 靖久 ○西野 雄樹 西川 守哉 野田 憲司 入田 真嘉 佐々木 康次 中井 勇気 仲 明 中村 文子

(4) 組合議会等

令和7年8月1日現在

組 合 議 会 名	議 員
三重紀北消防組合議会(4人)	小川 公明 南 靖久 西川 守哉 野田 憲司
紀北広域連合議会(6人)	小川 公明 南 靖久 入田 真嘉 佐々木 康次 中村 文子 西野 雄樹
東紀州環境施設組合議会(2人)	小川 公明 南 靖久

(5) 事務局体制 現員 4人



事務分担

議事・調査係	1. 公印の保管に関する事 2. 文書の收受、発送、整理及び保管に関する事 3. 議会費の予算及び経理に関する事 4. 議員の議員報酬及び費用弁償その他の給与に関する事 5. 人事及び諸給与に関する事 6. 儀式、交際及び接待に関する事 7. 職員の服務に関する事 8. 条例、規則及び規程の制定改廃に関する事 9. 事務局日誌に関する事 10. 各種の調査資料の収集及び統計に関する事 11. 議会図書室に関する事 12. 物品の保管、出納及び自動車の管理に関する事 13. 議員共済会に関する事 14. 本会議に関する事 15. 議事日程の作成及び諸般の報告に関する事 16. 委員会及び協議会その他諸会議に関する事 17. 議案、建議案及び意見書に関する事 18. 請願及び陳情に関する事 19. 会議録、その他会議の記録並びに保管に関する事 20. 議決事項の処理に関する事 21. 議員及び委員の出欠に関する事 22. 議場その他議会関係各室の管理取締りに関する事 23. その他議事に関する事
--------	--

3 議員名簿

令和 7年 8月 1日現在

議席	氏 名	年齢	住 所	党 派	会 派	備 考
1	オ 小 川 キミ アキ 小 川 公 明	68	〒519-3923 尾鷲市梶賀町138	公 明 党		
2	シ 西 川 梨 ヤ 西 川 守 哉	64	〒519-3610 尾鷲市北浦西町1432	無 所 属		
3	ノ 野 田 ケン シ 野 田 憲 司	52	519-3639 尾鷲市中川22番45号	無 所 属		
4	イ 入 田 マサ ヨシ 入 田 真 嘉	40	519-3647 尾鷲市小川西町6番8号	無 所 属		
5	サ サキ ヲジ 佐々木 康次	61	〒519-3616 尾鷲市中村町6番15号	無 所 属		
6	カ イ ヲ キ 中 井 勇 気	25	〒519-3811 尾鷲市三木里町281-5	無 所 属		
7	ミ ナ ヤス ヒサ 南 靖 久	69	〒519-3625 尾鷲市向井278-1	無 所 属		
8	カ 仲 アキラ 仲 明	73	〒519-3671 尾鷲市矢浜二丁目10-1	無 所 属		
9	カ ラ アヤ ヨ 中 村 文 子	42	〒519-3646 尾鷲市泉町2-6	無 所 属		
10	シ ノ ヲウ キ 西 野 雄 樹	35	519-3604 尾鷲市港町11番12号	無 所 属		

年齢別・当選回数別 議員構成

令和 7年 8月 1日現在

年 齢 別			当 選 回 数 別		
年 代	人数	議 員 名 ・ 年 齢	当選回数	人数	議員名(議席順)
20歳代	1人	中井 勇氣 25歳	1回	5人	野田 憲司
30歳代	1人	西野 雄樹 35歳			入田 真嘉
40歳代	2人	入田 真嘉 40歳 中村 文子 42歳			佐々木 康次
50歳代	1人	野田 憲司 52歳	2回	2人	中井 勇氣
60歳代	4人	佐々木 康次 61歳 西川 守哉 64歳 小川 公明 68歳 南 靖久 69歳	3回	1人	西野 雄樹
70歳代	1人	仲 明 73歳	4回	1人	西川 守哉
			12回	1人	中村 文子
					仲 明
					小川 公明
					南 靖久
計	10人	平均年齢 53歳	計	10人	

4 委 員 会

令和7年8月現在

(1) 議会運営委員会

条例制定	定 数	調 査 事 項
令3.6.18	5 人	会期日程等議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項 *議会の閉会中も調査を行うことができるもの とし、調査期限は令和7年6月10日まで継続

(2) 常任委員会

委員会名	定 数	調 査 事 項
行政	10 人	市の行政全般にわたる事務

5 活 動 状 況

(1)議会開催数

(単位:日)

区 分		定 例 会					臨時会 ()は うち議員 請求	年間合計
		第1回	第2回	第3回	第4回	計		
年	日 数	3月	6月	9月	12月			
令和 6 年	会 期	22	16	24	16	78	1(0)	79
	本 会 議	4	4	5	5	18	1(0)	19
	一般質問	2	2	3	3	10	—	10
	<>は一般 質問者数(人)	<4>	<3>	<6>	<6>	<19>	—	<19>
令和 5 年	会 期	23	16	23	16	78	4 (0)	82
	本 会 議	4	5	4	4	17	4 (0)	21
	一般質問	2	2	2	2	8	—	8
	<>は一般 質問者数(人)	<4>	<5>	<4>	<4>	<17>	—	<17>
令和 4 年	会 期	23	16	24	16	79	6 (0)	85
	本 会 議	5	5	5	4	19	6 (0)	25
	一般質問	3	3	3	2	11	—	11
	<>は一般 質問者数(人)	<6>	<7>	<6>	<4>	<23>	—	<23>
令和 3 年	会 期	22	15	26	16	79	8 (0)	87
	本 会 議	5	5	5	5	20	8 (0)	28
	一般質問	3	3	3	3	12	—	12
	<>は一般 質問者数(人)	<8>	<7>	<7>	<7>	<29>	—	<29>

(2) 本会議の状況(1月1日～12月31日まで)

(単位：日、時間：分、人)

年別	定例会・臨時会別	会期及び日数	本会議 日数	延時間	実時間	傍聴 人数
令和 6年	第一回臨時会	1/30 (1)	1	0:32	0:12	2
	第一回定例会	2/27～3/19 (22)	4	7:48	7:14	15
	第二回定例会	6/3～6/18 (16)	5	6:10	4:45	19
	第三回定例会	9/3～9/26 (24)	5	8:21	7:38	16
	第四回定例会	12/3～12/18 (16)	5	7:11	6:40	40
	計	(79)	20	30:02	26:29	92
令和 5年	第一回臨時会	1/25 (1)	1	0:51	0:13	2
	第二回臨時会	2/15 (1)	1	0:52	0:13	2
	第一回定例会	2/28～3/22 (23)	4	10:02	8:11	37
	第三回臨時会	3/31 (1)	1	1:18	0:23	1
	第四回臨時会	4/24 (1)	1	0:58	0:12	2
	第二回定例会	6/5～6/20 (16)	5	9:05	6:15	21
	第三回定例会	9/5～9/27 (23)	4	8:07	6:30	21
	第四回定例会	11/28～12/13 (16)	4	5:45	5:24	21
	計	(82)	21	36:58	27:21	107
令和 4年	第一回臨時会	2/4 (1)	1	6:48	1:38	8
	第一回定例会	3/1～3/23 (23)	5	12:38	9:59	33
	第二回臨時会	3/31 (1)	1	7:09	1:36	6
	第三回臨時会	4/26 (1)	1	2:37	1:04	4
	第四回臨時会	5/24 (1)	1	7:51	1:14	7
	第二回定例会	6/6～6/21 (16)	5	13:27	8:51	33
	第三回定例会	9/6～9/29 (24)	5	10:33	8:22	31
	第五回臨時会	10/11 (1)	1	2:11	1:19	5
	第四回定例会	11/29～12/14 (16)	4	5:52	4:56	19
	第六回臨時会	12/23 (1)	1	0:39	0:20	5
	計	(85)	25	69:45	39:19	151

* 傍聴人員は報道関係も含む

(3) 議 決 結 果

			令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
議 決 結 果	予 算		28	28	31	30	28
	条 例 案	議 員 提 出	0	6	1	4	3
		市 長 提 出	22	21	21	17	30
	議 決 案		7	6	8	7	7
	同 意		13	2	10	12	4
	認 定		5	5	5	5	6
	承 認	予 算	5	0	3	1	0
		条 例	4	0	4	3	1
		契約・その他	2	0	0	0	2
	諮 問 案		4	1	2	4	1
	会 議 規 則 案		0	0	0	1	0
	意 見 書 案		1	0	1	1	5
	決 議 案		0	0	0	2	3
	計		91	69	86	87	90
議 決 態 様 別	原 案 可 決		91	67	84	87	89
	修 正 可 決		0	0	0	0	0
	否 決		0	2	2	0	1
	撤 回		0	0	0	0	0
	継 続 審 査		0	0	0	0	0
	審 議 未 了		0	0	0	0	0
	計		91	69	86	87	90

(4) 委員会・全員協議会の開催状況

(単位：日)

年 別	会 議 の 名 称	常 任 委 員 会				議 会 運 営 委 員 会	特 別 委 員 会	全 員 協 議 会
	開 催 状 況	総務 産業	生活 文教	予算 決算	行政		地方創生 まちづくり	
令和 6 年	会期中 A	—	—	—	17	7	—	7
	閉会中 B	—	—	—	13	5	—	6
	計 A+B	—	—	—	30	12	—	13
	管外行政視察 C	—	—	—	1	0	—	—
	合計 A+B+C	—	—	—	31	11	—	13
	管内視察	—	—	—	3	0	—	—
令和 5 年	会期中 A	—	—	—	21	5	—	6
	閉会中 B	—	—	—	7	9	—	9
	計 A+B	—	—	—	28	14	—	15
	管外行政視察 C	—	—	—	1	0	—	—
	合計 A+B+C	—	—	—	29	14	—	15
	管内視察	—	—	—	5	0	—	—
令和 4 年	会期中 A	—	—	—	24	9	—	6
	閉会中 B	—	—	—	12	14	—	13
	計 A+B	—	—	—	36	23	—	19
	管外行政視察 C	—	—	—	0	1	—	—
	合計 A+B+C	—	—	—	36	24	—	19
	管内視察	—	—	—	5	0	—	—

(5) 請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区 分	請 願					陳 情				
	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	令和 6 年	令和 5 年	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年
採 択	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
一 部 採 択	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
趣 旨 採 択	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 採 択	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
取 り 下 げ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
審 議 未 了	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
翌年へ継続	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総 件 数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0

6 一般質問・質疑等議会運営

一般質問	質問形態	個人質問（代表質問はなし）
	通告方法	議長にその要旨を文書で通告。電話やFAX又は同僚議員にことづけることは、議長裁量にもよるが、怪我・病気等の理由もあり、本人の質問の意向を汲んで、内容等が把握できるなら可としている。
	通告期限	議会運営委員会開催後から本会議開会日翌日の午前11時まで
	質問の内容	質問の要旨をなるべく詳細に明記する。件数の制限なし
	発言の順序	締切日時をもって受付順に抽選をし、順番を決定
	質問方式及び時間制限	一問一答方式 答弁時間を含めた60分以内とする。但し、議長が認めた時はこの限りでない。（会派持時間制は実施していない）
	会期中の質問	一回限り
	質問の時期	提出議案の委員会付託後（委員会の審査前となる）
	登壇	1回目は登壇、2回目からは質問席で行う
	日程	概ね開会2日目から1～3日間
	人数（延べ）	令和元年31人、令和2年31人、令和3年29人 令和4年23人、令和5年17人、令和6年19人
	関連質問	特に定めなし
質疑	通告期限	議会運営委員会開催後から本会議開会日翌日の午前11時まで
	質問方式及び時間制限	一問一答方式 答弁時間を含めた60分以内とする。但し、議長が認めた時はこの限りでない。
	質疑の順番	受付順とし、議長が決定する
討論	通告期限	討論する日の前日の午前11時までに通告書を提出
	時間制限	なし
	討論の順番	議長一任
予算の審査	歳入・歳出	行政常任委員会に付託

決算の審査	歳入・歳出	行政常任委員会に付託	
委 員 会	公 開	原則非公開だが、秘密会以外は公開としており、報道機関の取材は慣例で許可している。傍聴は委員長の許可。	
	委員長報告	付託議案について審査の経過と結果を要点報告。 (委員長が作成)	
	説明員の出席	課長ほか担当職員（委員長より出席要求があれば二役出席、通常待機）	
	会期中の開催	原則一日一常任委員会	
議 会 運 営 委 員 会	開催の時期	議会開会 7 日前に開催。その他必要に応じて開催。	
	条 例 化	平成 3. 1 2. 2 施行	(任期 1 年)
	定数と構成 (申し合わせ)	定数 5 人 ➡ 無会派 5 人 (R6. 8. 1 現在)	
	選 出 方 法	議長が会議にはかって指名する。	
	所属外議員 への 扱 い	議会運営委員会後に開催する全員協議会で、議長において事務局長に会期・審議の内容等を報告させている。	
全員協議会	開 催 時 期	議会開会 7 日前の議会運営委員会後に開催。その他必要に応じて開催。人事案件及び市政懸案事項等を協議する。	
	公 開	原則非公開だが秘密会以外は公開としており、報道機関の取材は慣例で許可している。傍聴は議長の許可。	
広 域 組 合 議 会 等	紀北広域連合		

執行部の出席	本会議	市長、副市長、教育長、代表監査委員、各課長
	委員会	課長ほか担当職員（委員長より出席要求があれば二役出席、通常待機）
人事案件の審議等	全員協議会で協議の上、本会議初日に提案説明、質疑の後同日採決（案件によっては委員会付託有り）	
議席の決定	抽選（会派を考慮し、隣り合わせに交替したことがある）	
議会の放映	エリアワンセグ…本会議とすべての委員会を生中継、一般質問のみ後日録画を2回放送。 インターネット…本会議とすべての委員会をYouTubeにて生中継。	
請願・陳情	受付期限	特にないが、議会開会前の議会運営委員会までに提出をお願いしている。
	審査方法	各所管委員会に付託
	紹介議員の取扱い	正・副議長及び所管委員会の正・副委員長は紹介議員としない旨申し合わせている。
	紹介議員の説明	必要に応じて
	処理状況	請願：平成30年 0件（採択0） 令和元年 0件（採択0） 令和2年 0件（採択0） 令和3年 2件（採択1） 令和4年 0件（採択0） 令和5年 0件（採択0） 令和6年 0件（採択0） 陳情：平成30年 2件（採択2） 令和元年 1件（採択1） 令和2年 0件（採択0） 令和3年 0件（採択0） 令和4年 0件（採択0） 令和5年 0件（採択0） 令和6年 0件（採択0）
議会報等	議会要覧（年1回）	

7 報酬及び費用弁償

(1) 議員・二役等の報酬（月額）

（単位：千円）

改定年月	実施年月	議 長	副 議 長	議 員	市 長	副 市 長	教 育 長
平 1. 6	平 1. 4	360	300	280	760	—	552
平 3. 9	平 3. 4	390	325	300	810	—	589
平 5. 6	平 5. 4	410	340	310	840	—	610
平 7. 6	平 7. 4	430	357	325	880	—	640
平 9. 3	三役のみ改定	430	357	325	910	—	660
平 15. 3	平 15. 4	425	353	321	900	—	653
平 18. 12	平 19. 4	425	353	321	900	712	653

※常任・特別・議運の各正副委員長の規程なし

●各期末手当の額

$$\begin{aligned} \text{◎ 年間額} &= \text{報酬月額} \times \frac{(1+0.20)}{\text{役職加算}} \times \frac{315}{100} \\ \text{◎ 内 訳} &= \begin{array}{l} \text{6月期末} \frac{157.5}{100} \quad \text{12月期末} \frac{157.5}{100} \end{array} \end{aligned}$$

○平成31年4月1日 上記算定式に変更

(2) 管外行政視察旅費（一人当たり上限額）

（単位：円）

区 分	常 任 委 員 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
平成 5	95,000	85,000	30,000
6・7	85,000	75,000	30,000
8・9	85,000	75,000	85,000
10	85,000	85,000	85,000
11～13	85,000	75,000	75,000
14～21	110,000	—	75,000
22～27	100,000	—	55,000
28	100,000	75,000	55,000
29～令和6	100,000	—	55,000

*管外行政視察は年一回を原則とする。

(3) 旅 費

○市内旅費（平成18年7月より廃止）

中心部（旧尾鷲地区）以外の公共交通機関利用地区から、本会議・各常任委員会、議運、各特別委員会に出席する議員に対し、支給基準に定める旅費（交通費）額を支給する。

○市外旅費 （ ）内は政令指定都市

宿泊料	県内12,000円 県外13,000円（14,500円） ※職員 県内11,000円 県外12,000円（13,500円）		
日 当	議 員		
	距 離		日帰り日当
			1泊以上（1日）
	県	100キロ以上 150キロ未満	2,400円
	外	150キロ以上	2,400円
	一般職員		
	距 離		日帰り日当
			1泊以上（1日）
	県	100キロ以上 150キロ未満	2,000円
	外	150キロ以上	2,000円
	市長、副市長、教育長		
	距 離		日帰り日当
			1泊以上（1日）
	県	100キロ以上 150キロ未満	2,400円
	外	150キロ以上	2,400円
※県内及び県外100キロ未満の日当支給なし			

(4) 費用弁償

平成18年7月1日より廃止

（廃止前は、本会議、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会に出席した者に対し、1日1,000円を支給。（平成13年4月1日より施行、平成18年7月1日より廃止））

(5) 政務活動費

平成25年4月1日より、それまでの政務調査費から政務活動費となる。

市財政の状況に鑑み、平成30年度より支給廃止

（廃止前は、年間 一人当たり 150,000円）

8 行政視察の受け入れ状況

(ブロック別)

() はうち会派の視察件数・人数

地区 年別		北海道	東 北	関 東 甲信越	東 海 北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州 沖 縄	合 計
平成 27	件			2(1)	2(1)		2(1)	2	1	9(3)
	人			11(4)	11(2)		13(4)	13	10	58(10)
28	件		1		5	1(1)				7(1)
	人		5		52	2(2)				59(10)
29	件				7(4)					8(4)
	人				40(17)					44(17)
30	件				2	1(1)			1	3(1)
	人				10	5(5)			4	15(5)
令和 元	件				3	1				4(1)
	人				29(4)	3				32(4)
2	件				2					2
	人				6					6
3	件				1					1
	人				1					1
4	件				2					2
	人				15					15
5	件				1					1
	人				10					10
6	件				1					1
	人				7					7

9 議会費当初予算

単位:千円、%

区 分	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
1 報 酬 議長・副議長・議員	41,565	42.9	38,067	41.8	40,157	41.1
2 給 料 職員給料 会計年度任用職員報酬	12,664 12,664 2,050	13.1	12,096 12,096 1,762	13.3	13,654 12,095 1,559	14.0
3 職員手当等 扶養手当他 時間外勤務手当 議員期末手当	19,758 7,516 200 12,042	20.4	18,455 6,820 200 11,435	20.3	18,941 6,093 200 12,648	19.4
4 共 済 費 職員共済組合負担金 議員共済組合負担金 社会保険料及び雇用保険料	13,689 4,262 9,427 216	14.1	14,397 3,937 10,244 216	15.8	16,261 3,809 12,264 188	16.6
8 報 償 費 報 償 費	80 80	0.1	0 0	0.0	80 80	0.1
9 旅 費 議長会関係他 費用弁償	2,674 808 1,866	2.8	2,491 742 1,749	2.7	2,790 858 1,932	2.9
10 交 際 費 慶弔費他	300 300	0.3	300 300	0.3	300 300	0.3
11 需 用 費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 修繕費	1,267 1,024 7 136 100	1.3	786 626 7 53 100	0.9	789 626 7 56 100	0.8
12 役 務 費 通信運搬費 広告料 手数料	298 29 110 159	0.3	139 29 110 0	0.2	139 29 110 0	0.1
13 委 託 料 会議録反訳等 マイク等設備点検	2,110 1,964 146	2.2	1,964 1,964 0	2.2	2,096 1,964 132	2.1
14 使用料及び賃借料 複合機使用料 車 借 上 料 回線使用料 ペーパーレス会議システム利用料 官報情報サービス使用料 ソフトウェア使用料	2,094 36 6 1,035 990 27 0	2.2	1,930 36 6 871 990 27 0	2.1	2,123 36 6 1,064 990 27 0	2.2
18 備品購入費 備品購入費	0 0	0.0	0 0	0.0	0 0	0.0
19 負担金、補助及び交付金 全国市議会議長会負担金 全国自治体病院経営都市議会協議会負担金 東海市議会議長会負担金 東海市議会事務研究会負担金 三重県市議会議長会負担金 三重県市議会事務研究会負担金 木曜会負担金 全国市議会議長会研究フォーラム負担金 中南勢都市議会議長会負担金 政務活動費(旧.政務調査費)	429 306 18 30 2 17 2 12 18 24 0	0.4	423 306 18 30 4 17 2 12 10 24 0	0.5	424 306 18 31 4 17 2 12 10 24 0	0.4
計	96,928	100.0	91,048	100.0	97,754	100.0

10 公社、委員会、協議会等への議会参画状況

組 織 ・ 団 体 名	代 表 者	議 会 関 係	所管課
尾鷲市上北山村開発促進協議会	会長:尾鷲市長と 村長交互	議 長:委 員 副議長:委 員 行政常任委員会正副委員長:委員	政策調整課
尾鷲市幹線道路建設促進同盟会	会長:尾鷲市長	議 長:副会長 副議長:会 員 行政常任委員会委員長:委員	建設課
熊野尾鷲道路建設促進期成同盟会	会長:熊野市長	議 長:会 員	建設課
国道169号改良促進連絡協議会	会長:熊野市長	議 長:委 員 副議長:委 員 行政常任委員会正副委員長:委員	建設課
国道425号整備促進期成同盟会	会長:尾鷲市長	議 長:会 員 行政常任委員会委員長:会員	建設課
尾鷲市都市計画審議会	会長:民 間	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	建設課
尾鷲市防災会議	会長:尾鷲市長	議 長:委 員	防災危機管理課
尾鷲市水道水源保護審議会	会長:民 間	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	水道部
尾鷲市交通安全対策協議会	会長:尾鷲市長	議 長:顧 問	防災危機管理課

組 織 ・ 団 体 名	代 表 者	議 会 関 係	所管課
尾鷲市奨学金貸与選考委員会	会長:尾鷲市長	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	教育委員会
尾鷲総合病院運営懇話会	会長:尾鷲市長	議 長:委 員 行政常任委員会委員長:委員	総合病院
旅館建築審査会		行政常任委員会委員長:委員	
尾鷲湾濁水問題協議会		議長:委員 行政常任委員会委員長:委員	
中南勢都市議会議長会		津市、松阪市、伊勢市、 鳥羽市、志摩市、熊野市、 尾鷲市	
三重県市議会議長会		議 長:会 員	
東海市議会議長会		議 長:会 員	
全国市議会議長会		議 長:会 員	
市議会議員共済会		議 長:会 員	
全国自治体病院経営都市議会協議会		議 長:会 員	
全国森林環境税創設促進議員連盟		議 長:会 員	

尾鷲市議会申合せ事項

平成 8年11月25日	(月)	
平成10年12月 3日	(木)	
平成11年 3月31日	(水)	
平成12年 5月 1日	(月)	全員協議会で確認
平成13年 2月26日	(月)	全員協議会で確認
平成14年12月19日	(木)	全員協議会で確認
平成17年11月24日	(木)	全員協議会で確認
平成18年12月 1日	(金)	全員協議会で確認
平成19年11月26日	(月)	全員協議会で確認
平成21年 6月 2日	(火)	全員協議会で確認
平成21年 8月11日	(火)	全員協議会で確認
平成21年11月24日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 2月19日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 6月18日	(火)	全員協議会で確認
平成25年 7月 3日	(水)	全員協議会で確認
平成26年11月25日	(火)	全員協議会で確認
平成29年 6月16日	(金)	全員協議会で確認
平成30年 2月19日	(月)	議員懇談会で確認
平成30年 5月29日	(火)	全員協議会で確認
令和 2年 6月 2日	(火)	全員協議会で確認
令和 3年 4月 2日	(金)	全員協議会で確認
令和 3年 6月11日	(金)	全員協議会で確認
令和 4年 8月 4日	(木)	全員協議会で確認
令和 5年 5月24日	(水)	全員協議会で確認

議 長 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

副 議 長 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

監査委員 *任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

常任委員会正副委員長

*任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

議会運営委員会 5人

*行政常任委員長、他の4人は協議の上決定する。

*正副議長はオブザーバーとする。

紀北広域連合議会議員 6人

*議長、行政常任委員長、他の4人は選挙する。

紀北広域連合監査委員 1人 *行政常任委員長

三重紀北消防組合議会議員 4人

*議長、行政常任委員長、他の2人は選挙する。

東紀州環境施設組合議会議員 2人

*議長、行政常任委員長

一般質問について

- *一般質問方式は、一問一答方式とする。
- *一問一答方式の回数は制限なしとする。
- *会期中の一般質問は1回限りとする。
- *発言時間は、答弁時間を含めた60分以内とする。ただし、議長が認めるときはこの限りでない。
- *通告書には質問の要旨を具体的に明記する。
- *質問の要旨は、執行部がおおよそその答弁の準備ができる内容とする。
- *通告書の受付は、議会運営委員会閉会後から本会議開会翌日の午前11時までとする。
- *一般質問の順位は締切日時をもって抽選とする。

議案に対する質疑について

- *質疑方式は、一問一答方式とする。
- *一問一答方式の回数は制限なしとする。
- *発言時間は、答弁時間を含めた60分以内とする。ただし、議長が認めるときはこの限りでない。
- *通告書の受付は、議会運営委員会閉会後から本会議開会翌日の午前11時まで、に口頭または通告書で議長に通告するものとする。
- *質疑の順位は、原則として受付順とし、議長が決定する。

陳情について

- *提出者が市内の場合は請願書の例により処理するものとする。
- *提出者が市外の場合は要望書と同様の扱いをする。
- *議長裁量により、議会運営委員会に諮ることができる。

その他

- *会議録署名議員の順序は議席1番から順次
- *選挙の開票立会人の順序は議席10番から逆順序
- *請願書の紹介議員には議長、副議長、所管の正副委員長を除く

メモ

- *全員協議会での監査委員選挙の開票立会人の順序は議席1番から順次